

一般財団法人 交通経済研究所著作権規程 (2025.4.1 改正)

1. 規程の目的

本規程は、一般財団法人交通経済研究所（以下「当法人」）の出版物（ウェブページ、CD-ROM等を含む。以下同じ）に掲載された論文・記事等に関する著作者の著作権の取り扱いに関して定めるものです。

2. 著作権の帰属

当法人の出版物に掲載された論文・記事等に関する国内外の一切の著作権は、当法人に最終原稿が投稿された時点から原則として当法人に帰属します。

特別な事情によりこの原則が適用できない場合には、投稿時にその旨を当法人あてに文書にて申し出てください。

投稿論文については、査読の結果として当法人の出版物に掲載されないことが決定した場合、当法人は当該論文等の著作権を著作者に返還します。

3. 改 変

当法人は、当法人の出版物に掲載された論文・記事について、以下の目的で改変を行うことができるものとします。

- (1) 翻訳 (2) 配布・保存の方法の変更 (3) 概要の作成 (4) 一部分のみの利用

4. 第三者への利用許諾

第三者から当法人に対して、当法人が著作権を有する論文・記事等の著作物に関する利用許諾要請があった場合、当法人が適切と認めたものについては掲載から1年が経過した後、要請に応じることができるものとします。また、このことに伴って第三者から当法人に対価の支払いがあった場合には、当法人の会計に繰り入れます。

5. 著作者による利用

当法人が著作権を有する論文・記事等の著作物を著作者自身が利用する際には、以下を守ってください。

- (1) 著作者が当該著作物を利用しようとする場合、当法人に事前に申し出てください。
- (2) 利用した複製物あるいは著作物中で、出典を明記してください。
- (3) 著作者は当該著作物を、掲載された出版物の発行日から3カ月が経過した後であれば、著作者個人あるいは著作者が所属する組織のウェブページ等において、当法人に事前に申し出た上で掲載することができます。
- (4) 著作者が所属する組織の部内で利用する場合には、当法人に申し出る必要はありません。
- (5) 著作権の返還を希望する場合は、当法人に文書で申請してください。当法人はその申請が正当な理由によるものと認めたときは、著作権を著作者に返還します。ただし、当法人の運営上必要となる事項（当法人が作成するウェブページ・CD-ROM等への論文掲載等）は、当法人が継続して行うものとします。

6. 発 効 日

本規程は2012（平成24）年4月1日より有効とします。

7. 本規程制定以前の記事・論文の扱い

本規程より前に掲載された論文・記事等の著作権についても、著作者から別段の申し出があり、当法人が当該申し出について正当な事由があると認めた場合を除き、この規程に従って取り扱います。